

外来栄養食事指導（外来栄養食事指導料2）のご案内

鳥取県栄養士会（栄養ケア・ステーション）に所属する**管理栄養士**が診療所に向き、医師の指示に基づき、療養上必要な栄養や食事の管理及び指導を行います。



対象患者

- ・ 通院中の患者
- ・ 糖尿病、腎臓病、脂質異常症、胃・十二指腸潰瘍、高度肥満症、膵臓疾患、貧血、痛風、心臓疾患等の患者に対する減塩食
特別な治療食が必要な方、がん、高度肥満食、高血圧の患者に対する減塩食（摂取塩分量 6g 未満）、摂食機能又は嚥下機能低下、低栄養状態の方など

指導内容

- ・ 疾患に対する食事内容や、食事形態などの指導 ・ 食事摂取量と栄養状態の確認
- ・ 病態や食の好み、周りのサポート等を考慮した具体的な献立提案
- ・ 栄養補助食品、介護用食品の紹介、使用方法のアドバイス ・ その他、療養生活に関わる様々な相談

診療報酬の算定について

●外来栄養食事指導料2

- (1) 初回 250 点（情報通信機器を用いた場合：225 点）
- (2) 2 回目以降 190 点（情報通信機器を用いた場合：170 点）

※初回の指導を行った月は月 2 回、その他の月は月 1 回

※令和 4 年診療報酬改定より「外来栄養食事指導料2」では、情報通信機器を用いて指導を行った場合も初回から算定可能

診療所様に行っていただくこと

- 1 栄養ケア・ステーションとの業務委託契約（初回のみ）
- 2 栄養食事指導の依頼票発行（対象患者ごと）
- 3 契約料（旅費含む）のお支払い
 - ・ レセプト業務

指導日当日は
栄養指導依頼票、
カルテ等をご準備ください



公益財団法人 鳥取県栄養士会
栄養ケア・ステーション

お気軽にお問合せください

〒682-0816

鳥取県倉吉市駄経寺町 212-5 鳥取県立倉吉未来中心団体事務局サロン内

TEL/FAX（共通）：0858-23-8140 E-mail：toriei@apionet.or.jp

開所時間：火・水・金 10:00～16:00